

## 平成22年度生物多様性体験学習推進事業補助金2次募集要項

### 1 目的

学校におけるビオトープの整備、改修及びその活用を支援することにより、児童・生徒、さらには地域住民等の生物多様性への理解を深めることを目的とします。

### 2 補助の内容

千葉県内の小・中・高等学校（私立学校を含む）において、教職員、児童・生徒、PTA、地域住民、NPO等で構成する実行委員会（以下「実行委員会」という。）が行う、学校ビオトープ（学校敷地外も含む）の整備・改修及びその活用に要する経費の一部を補助します。

#### (1) 本事業の対象となるビオトープ

本事業の対象となるビオトープは、以下の視点で整備・改修及びその活用を行うもので、地域の拠点として活用されるものとする。

- ① 貴重な生物を守っていく場の確保。
- ② 生態系を構成する多様な生物種の保護。
- ③ 地域の歴史や文化を守る。
- ④ 生物の生息・生育環境を新たにつくり出していく。
- ⑤ 児童・生徒や地域住民が、身近な自然とのふれあいを増す。

#### (2) 補助の対象となる経費

- ① 実行委員会の開催に係る経費（実行委員の人件費、食糧費を除く）
- ② ビオトープの整備・改修に係る経費（材料費、工事請負費など。なお、工事請負費については、防水、電気、配管など実行委員会では行うことのできない専門性の高い工事に限る。）
- ③ ビオトープを活用するために必要な経費（チラシ、図鑑、顕微鏡等）
- ④ 講師、アドバイザーの謝金・旅費
- ⑤ その他ビオトープの整備・改修及びその活用にかかる経費で、特に必要と認めるもの

なお、ビオトープの維持・管理に要する費用については、補助の対象としないものとする。

#### (3) 補助率等

- |          |                   |
|----------|-------------------|
| ① 補助率    | 補助の対象となる経費の3分の2以内 |
| ② 補助限度額  | 70万円              |
| ③ 補助予定校数 | 4校程度              |

#### (4) 実行委員会の要件

実行委員会は、以下の条件を満たすことが必要です。

- ① 実行委員会は教職員、児童・生徒、PTA、地域住民、NPO等で構成するものであること。なお、実行委員長は、原則として学校長が就任すること。
- ② 定款又は規約等により実行委員会としての意思を決定し、執行及び代表することのできる機能並びに実行委員会として独立した経理の機能を有すること。

### 3 事業の流れ

応募期間	平成 22 年 7 月 20 日 (火) ↓ 平成 22 年 7 月 23 日 (金)	本募集要項、応募用紙は、千葉県ホームページからダウンロードできます。
審査	平成 22 年 7 月下旬	提出された応募書類に基づいて、審査委員会が事業を実施する学校を選考します。
事業の実施期間	平成 22 年 8 月初旬 ↓ 平成 23 年 1 月 31 日 (月)	審査委員会の事業計画の承認を受けて、事業を実施します。
学校ビオトープフォーラムでの発表	平成 22 年 11 月下旬	事業実施校は、11 月に開催を予定している「学校ビオトープフォーラム」で、整備・改修の内容や活用方法などについての発表をお願いします。

### 4 応募方法等

#### (1) 応募期間

平成 22 年 7 月 20 日 (火) ~ 7 月 23 日 (金) (郵送の場合は必着。)

#### (2) 応募書類

別添の「生物多様性体験学習推進事業補助金応募書」により応募してください。  
(応募書類は返却しません。必要に応じてコピー等をとっておいてください。)

募集要項、応募用紙は

<http://www.bdcchiba.jp/biotope/index.html>

からダウンロードしていただけます。

#### (3) 応募方法

応募書類を郵送または持参により下記に提出してください。

〒260-8667 千葉市中央区市場町 1-1 千葉県庁本庁舎 10 階

千葉県環境生活部自然保護課 生物多様性戦略推進室

#### (4) 応募できる主体

以下の主体が応募することができます。

① 実行委員会 (原則として学校長を委員長とするもの)

② 実行委員会準備会 (原則として学校長を委員長とするもの)

③ 学校

なお、①、③が応募した場合は、事業を実施する学校の候補として決定した後に、「3 事業を実施する実行委員会の要件」を満たした実行委員会を設置し、事業を行っていただきます。

## 5 審査

事業を実施する学校の候補については、下記の審査基準により審査し、選考します。

なお、審査は、行政職員、ビオトープに関する専門家などで構成する「生物多様性体験学習推進事業補助金審査委員会」が行います。

審査基準	
ア	整備・改修の目的
イ	整備・改修の内容
ウ	整備・改修したビオトープの活用方法 (児童・生徒への活用、地域への活用)
エ	整備・改修したビオトープの維持・管理の方法
オ	事業の実施体制等 (実行委員会の構成、地域との関わり等)

- 審査結果については、7月下旬に文書で通知します。

## 6 補助金交付の手続き

補助金の交付にかかる手続きは、概ね以下のとおりです。提出書類などについては、事業実施校に別途お知らせします。

### (1) 補助金の交付決定

補助金の交付決定は、事業計画承認後に補助金交付申請書を提出いただき、所定の手続きを経て、知事が交付決定通知書により通知します。

事業は、交付決定があった後に開始してください。

### (2) 補助金の支払い

補助金は原則として、実行委員会が事業の実績を知事に提出し、知事が事業の完了を認めた後に交付します。

交付額は、補助事業完了後団体から提出された実績報告書を受け、県がその内容を確認した後、精算（補助金として適正に使用された金額を確定する作業）を行い、適正と認められた金額とします。

なお、事業開始後に、補助金の一部または全部を概算払できる場合があります。また、補助金は、銀行振込により交付します。

## 7 報告等について

事業が終了してから20日以内、若しくは平成23年1月31日(月)のいずれか早い日までに、実績報告書等を提出していただきます。

また、11月下旬に開催を予定しています「(仮称)学校ビオトープフォーラム」で、整備・改修や活用の内容、ビオトープに生息する動植物などについての報告をお願いします。

## 8 情報公開

- (1) この事業の「公正性」、「透明性」を確保するため、審査結果等について Web サイトなどにより公表いたします。
- (2) 提出された応募書類は、原則として情報公開の対象となります。

## 9 その他

- (1) 事業実施校は、周辺の学校を対象にした観察会等を開催するものとします。
- (2) 事業実施校は、翌年度以降も経年調査・観察を実施するとともに、適切に維持管理をお願いします。
- (3) 事業を実施する場所が民有地の場合は、当該土地を5年間以上使用できる旨の使用貸借契約書、覚書などを締結することが必要です。
- (4) 事業実施校は、県が作成を予定している（仮称）学校ビオトープ実践事例集の作成に協力をお願いします。
- (5) 外来種等に配慮して、生息・生育する生物を検討してください。

## 10 お問い合わせ先

千葉県環境生活部自然保護課 生物多様性戦略推進室 担当 青木  
〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1 千葉県庁本庁舎10階  
電話：043-223-2956 FAX：043-223-1630

E-mail: [s.aok12@mc.pref.chiba.lg.jp](mailto:s.aok12@mc.pref.chiba.lg.jp)

○本募集要項、応募用紙、応募用紙記載例は、

生物多様性センターウェブページ「ビオトープの推進」

(<http://www.bdcchiba.jp/biotope/index.html>)

または、県庁自然保護課ウェブページ

([http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/e\\_shizen/index.html](http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/e_shizen/index.html))

からダウンロードできます。

○ビオトープの概念、守り方・つくり方、活用・維持管理などの詳細については、

「千葉県ビオトープ推進マニュアル」

(<http://www.bdcchiba.jp/biotope/bio/bio.html>)

をご参照ください。

○昨年度、実施した学校の事例については、県庁自然保護課ウェブページ

「学校ビオトープフォーラムの開催報告」

([http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/e\\_shizen/school-bio/f\\_kekka21.html](http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/e_shizen/school-bio/f_kekka21.html))

の中に掲載されています。